

第 7 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 1 2 月 2 5 日					
開 催 場 所	産 業 文 化 会 館 2 B 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 3 0 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出○席 欠席	10	藤 間 光 治	出○席 欠席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席	11	中 村 賢 一	出○席 欠席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席	12	新 井 健 一	出○席 欠席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席	13	太 田 浩	出○席 欠席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席			
8	宮 崎 薫	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉 浩一	出○席 欠席
	③	福嶋 正一	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席
	④			⑭		
	⑤	吉田 隆	出席 欠○席	⑮		
	⑥	野中 實	出○席 欠席	⑯		
	⑦			⑰	小河原 達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱	伊藤 政一	出○席 欠席
	⑨			⑲	山口 裕久	出○席 欠席
⑩	高沢 宗春	出○席 欠席	⑳	松崎 誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島 伸行
					次長	広田 敦史
					主任	大淵 大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 議長</p> <p>議長 事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、國島委員、島田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件であります。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東普丈委員には、一時退席をお願いいたします。 （伊東委員一時退席） 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。 進行番号1と2は関連がございまして、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんと荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが、お互いの農地を交換しようとするものでございます。 進行番号1は、〇〇〇〇〇さんが所有する荒木字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、495㎡を〇〇〇〇〇さんへ、進行番号2は、〇〇〇〇さんが所有する荒木字〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、544㎡を〇〇〇〇〇さんへ、それぞれ、経営の効率化を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。 進行番号1の場所につきましては、位置図の1ページを、進行番号2の場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。進行番号1は見沼中学校の東側、進行番号2は見沼中学校の北側に位置する荒木地内の農地でございます。 次に、進行番号3でございしますが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、新潟県新潟市〇〇〇〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇〇さんが所有する谷郷字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、991㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。旧国道125号バイパスの北に位置する谷郷地内の農振農用地でございます。 次に、進行番号4でございしますが、馬見塚〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、公益社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する野字〇〇〇〇番、地目：田、1,000㎡、外9筆、</p>
--	--	---

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>計7, 152㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページ及び5ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する野地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。伊東普丈委員の入室を求めます。</p> <p>(伊東委員入室)</p> <p>伊東普丈委員に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の南河原字〇〇〇〇番〇、地目：畑、129㎡について、農家住宅敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、南河原地内で農業を営んでおりますが、敷地を調査したところ、進入路部分が農地法の手続きを取っていないことが判明しました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。また、農業用機械の出入りとして進入路は必要不可欠であり、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道上中条斎条線の北に位置する南河原地内の集落に接する農地でございます。</p>
---	--	---

<p>の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、9件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、鴻巣市〇〇〇丁目〇〇〇番地ー〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である小針〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する小針字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、266㎡について、使用貸借により住宅1棟、97.19㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。星川の南に位置する小針地内の集落内農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、280.57㎡になる予定でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、若小玉〇〇番地〇ー〇〇〇〇号 〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、106㎡ 外2筆 及び 長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、163㎡、4筆合計334.81㎡について、売買により住宅1棟、93.78㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。埼玉古墳群の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、富士見町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、287㎡について、売買により住宅1棟、97.79㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、実家で生活しておりますが、結婚を機に、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する渡柳地内の集</p>
------------------------------	--------------	---

落に接する農地でございます。

次に、進行番号4でございますが、長野〇丁目〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、931㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で土木業を営んでおりますが、現在の資材置場が手狭となっており、新たな土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1,704.52㎡になる予定でございます。

次の進行番号5と6は、同一事業の申請でありまして、群馬県邑楽郡〇〇〇（〇〇〇〇〇〇）〇〇〇〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号5は、堤根〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する堤根字〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、710㎡を、進行番号6は、堤根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する堤根字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡ 外16筆、計3,928㎡をそれぞれ売買により、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものです。なお、全体の計画面積は、4,638㎡となります。

申請人は、群馬県を中心に自然エネルギー発電事業を営んでおりますが、近県で事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計1,430枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、53万5,512kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。ピンク色で着色されている部分が進行番号5、着色されていない部分が進行番号6で、忍川に隣接する堤根地内の集落内農地でございます。

次の進行番号7と8は、同一業者からの申請でありまして、越谷市〇〇〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものです。申請人は、越谷市に本店を置き、電気工事業や太陽光発電事業を営んでおりますが、企業理念として環境問題に取

り組んでおり、有害物質を排出しない自然エネルギーによる発電事業を展開しております。この度、本件申請地について承諾が得られたことから申請に至ったものでございます。

進行番号7は、熊谷市大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する上池守字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、879㎡及び上池守〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する上池守字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、527㎡、2筆合計1,406㎡を売買により購入し、太陽光パネルを計268枚設置することにより、年間発電量は8万1,070kwhの事業計画となっております。

進行番号8は、熊谷市大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下池守字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、681㎡について、同じく売買により購入し、太陽光パネルを計168枚設置することにより、年間発電量は5万4,054kwhの事業計画となっております。また、それぞれ、その他発電設備等を整備し、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、どちらも実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

進行番号7の場所につきましては、位置図の13ページを、進行番号8の場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。どちらも県道熊谷羽生線の北に位置する集落内農地でございます。

次に進行番号9でございますが、神奈川県川崎市〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する小見字〇〇〇〇〇番、地目：田、998㎡外1筆、計1,497㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、自然エネルギーの普及に貢献するため、候補地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計310枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、11万4,594kwhで、設備の周囲を高さ0.8mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。武蔵水路と星川に挟まれた小見地内の集落内農地でございます。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る12月21日、現地調査をしていただいておりますので、石井委員にご報告をお願いいたします。

石井委員

去る12月21日、私と長谷部委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、

報告事項	議長	許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく お願いいたします。
	議長	事務局から議案第3号についての説明及び石井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご 質問等がありましたらお願いいたします。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を 願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、 お聞き取りいただきますようお願いいたします。
6 その他	主任	議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でござい ます。市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。 (1)「農地法第4条第1号第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、 2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備さ れておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、 4件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備 されておりましたので受理をしたものでございます。 (3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の 貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。12件の届 出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご 協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていた だきます。ありがとうございました。
	事務局長 主任	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・全国農業会議所主催オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の配信について

7 閉会

事務局長

・農業委員会手帳、農業委員会活動記録セットの令和3年の祝日変更について
以上をもちまして、第7回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。
(9 : 30)

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....